平成２６年（フ）第２９１号
兵庫県伊丹市南野北１丁目３番３号　矢野文化
債務者　福田　　馨
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
兵庫県西宮市平木町８番９―203号
債務者　吉本　健一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目６番５―301号、前住所神戸市西区持子２丁目125番地　アッシュコート明石207号
債務者　中村　明弘
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７号
兵庫県西宮市柳本町６番34―103号
債務者　西　　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目７番３―301号
債務者　田村　　勉
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市道意町３丁目11番地の10、前住所兵庫県姫路市広畑区正門通３丁目１番地４サクラメント広畑804号
債務者　安田　昌生
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１号
兵庫県尼崎市道意町３丁目11番地の10、前住所兵庫県姫路市広畑区正門通３丁目１番地４サクラメント広畑804号
債務者　安田貴代美
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１号
徳島県阿波市土成町吉田字梨木原１番地１ケアハウス御所内、住民票上の住所徳島県吉野川市川島町桑村275番地11
債務者　守田　早苗
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字幸島130番地１県営幸島団地119号、旧住所徳島県板野郡北島町北村字西蛭子30番地　県営北村団地丸添美代子方
債務者　丸添　昭夫
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６号
神戸市東灘区御影中町６丁目４―４ダイドーメゾン御影Ⅱ504号室、住民票上の住所神戸市長田区五番町７丁目１番地の10　１Ｆ
債務者　井上　雅博
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５号
兵庫県宍粟市山崎町今宿274番地10、従前の住所兵庫県赤穂市加里屋71番地15　ガーディニアシティ204
債務者　称宜　賢二
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３３号
千葉県柏市花野井354番地３　ディーセント204号
債務者　山口　大勝
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３４号
千葉県柏市花野井354番地３　ディーセント204号
債務者　山口　佳美（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７号
千葉県柏市高田246番地　ブランピエール103号
債務者　上野　麻依
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４３号
千葉県野田市岩名2015番地の31　双葉荘103号
債務者　山下　凌司
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２号
千葉県柏市豊住３―７―３、住民票上の住所千葉県流山市前ケ崎679番の２番地
債務者　石塚　昇二
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部